

◆減免対象範囲

下表のとおり

障がいの区分	障がい者のかたが運転する場合		障がい者のかたと生計を一にするかた又は障がい者のかたを常時介護するかたが運転する場合
	障がいの級別		障がいの級別
視覚障がい	1級から3級、4級の1 (両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの)		1級から3級、4級の1 (両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの)
聴覚障がい	2級、3級		2級、3級
平衡機能障がい	3級		3級
音声機能障がい	3級(喉頭摘出による場合(無喉頭を含む)に限る)		
上肢不自由	1級、2級		1級、2級
下肢不自由	1級から6級		1級から3級
体幹不自由	1級から3級、5級		1級から3級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級、2級(-上肢のみの場合を除く)	1級、2級(-上肢のみの場合を除く)
	移動機能	1級から6級	1級から3級(-下肢のみの場合を除く)
心臓機能障がい	1級、3級、4級		1級、3級、4級
じん臓機能障がい	1級、3級、4級		1級、3級、4級
呼吸器機能障がい	1級、3級、4級		1級、3級、4級
ぼうこう又は直腸の機能障がい	1級、3級、4級		1級、3級、4級
小腸の機能障がい	1級、3級、4級		1級、3級、4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級から3級		1級から3級
肝臓機能障がい	1級から4級		1級から4級
療育手帳	A		A
精神障がい者保健福祉手帳	1級		1級

(注)2以上の障がいがある場合の取扱い

①障がいの区分が異なる場合は、個々の区分で判定します。

◎減免対象とならない例(障がい者のかたと生計を一にするかた又は障がい者のかたを常時介護するかたが運転する場合)
身体障がい者手帳の等級が2級であっても、その内容が上肢不自由3級及び下肢不自由4級であるときは該当しません。

②障がいの内容が同一の区分であるときは合算することができます。

◎合算する例(下肢不自由の場合)

両股関節機能障がい4級×2(右股関節機能障がい4級並びに左股関節機能障がい4級)の場合の認定等級は3級となります。

※普通自動車は、西部県民センター県央事務所(あすてらす2階Tel.0854-84-9576)までお問い合わせください。